

# がんに罹患した場合 【(特定)障がい保険金】



お支払い  
できる場合

「膀胱がん」と診断され、病理組織診断の結果、  
「**浸潤性のがん**」と診断確定された場合

▶約款所定の**がん(悪性新生物)**に該当するので、(特定)障がい保険金をお支払いします。



お支払い  
できない場合

「子宮頸がん」と診断され、病理組織診断の結果、  
「**上皮内がん**」と診断確定された場合

▶「**上皮内がん**」は約款で支払対象から除かれているため、(特定)障がい保険金をお支払いできません。



お支払い  
できない場合

乳がん検診で「乳がんの疑い」と指摘され、病理組織診断の結果、  
「**非浸潤性乳管がん**」と診断確定された場合

▶「**非浸潤がん**」は約款で支払対象から除かれているため、(特定)障がい保険金をお支払いできません。

## 解説

- 上記の例では、医師によりがん(悪性新生物)と診断確定され、約款所定の要件に該当した場合に、(特定)障がい保険金をお支払いします。
- 医師からがんの診断確定をされても、以下に該当するような場合は、お支払いできません。
  - 上皮内がん、非浸潤がん、大腸粘膜内がんなど
  - 悪性黒色腫を除く皮膚がん
  - 生まれて初めて診断確定されたがんではないもの
  - 責任開始の日からその日を含めて90日の間に診断確定された乳がん